

<旧優生保護法裁判の公正な判決を求め>

4.9 いのちの尊厳を守る！

県内一斉街頭署名

2019年12月、優生保護法の被害を受けたとして、聴覚障害を持つ朝倉(仮名)ご夫婦が福岡地方裁判所に提訴し国を相手に現在も闘っています。

【優生保護法とは？】

憲法ができた翌年の1948年に施行され、1996年まで存在した法律です。

- ・障害者を「不良」な存在と位置付け、本人の同意もな不妊手術・中絶手術を強制する法律です。その被害者が全国に8.4万人(内、強制不妊手術が2.5万人)もいます。
- ・国は自治体で「不幸な子どもを作らない運動」を推進し、教育の中でも国民に「優生思想」を浸透させてきました。その影響で障害者への差別・偏見が未だに広がり続けています。



この裁判は原告の尊厳を取り戻すことは勿論の事、社会に根付いてしまった「優生思想」を断ち切り、差別の無い社会をつくるために裁判勝利を目指しています！

公正な判決を求める署名にご協力ください！

全国8都道府県で25名の原告が同様の裁判を闘っています。各地裁判決では、手術から20年以上経っている(除斥期間)という理由で原告の請求はすべて棄却されてきました。

しかし、2月22日大阪高裁、3月11日東京高裁の判決にて、歴史的な逆転勝訴判決が立て続けに出されました。両高裁は原告の被害が甚大であり、除斥期間による壁で制限されない判決内容が盛り込まれています。そして、法律を作った厚労大臣の責任、被害者を救済する手立てを講じてこなかった国会の責任も明言しています。残念ながら国は両判決共に上告を決めましたが、司法の正義と公正の理念に沿った判決を福岡でも勝ち取るために署名のご協力をお願い致します。

<呼び掛け人>

一般社団法人福岡市ろうあ協会 会長 山本 秀樹
福岡市手をつなぐ育成会 理事長 花田 敏秀
福岡県精神保健福祉会連合 会長 一木 猛
福岡市視覚障害者福祉協会 副会長 登本 弘志

福岡県手話の会連合会 会長 内堀 義喜
福岡市障がい者生活事業所連絡会 会長 中村 隆
きょうされん福岡支部 支部長 野田部 和子
障害者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会 石松 周

<主催>

旧優生保護法裁判を支援する福岡の会

住所:福岡市中央区荒戸3丁目3-39(福岡市ろうあ協会内) TEL:092-406-3406 FAX:092-406-3407

旧優生保護法裁判福岡訴訟において 公正な判決を求める要請署名

福岡地方裁判所 裁判官 殿

趣旨

優生保護法は、障害者を「不良」な存在として位置付け、「不良な子孫の出生を防ぐ」ことを目的に強制的に不妊手術を推進するというものです。その後、国や地方あげて、障害者の尊厳を奪い去る優生思想を広めていく取り組みが広がり、社会の中に深く浸透し、根を張っていきました。この法律は1996年、約50年もの間存在し、やっと廃止されますが、国は法の誤りを周知せず、被害者に直接謝罪もありません。さらに、国民に広げていった優生思想を取り除く取り組みを行っていません。

この裁判を通して、社会に浸透した優生思想を断ち切り、原告や障害者、さらに様々な困難を抱える人達の尊厳を守れる未来につながる公正な判決を求めます。

記

1. 裁判所は原告の朝倉典子さんの気持ちを受け止めて、主張に対し真摯に向き合った判決をして下さい。

【署名欄】

名 前	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※署名用紙に記載された個人情報、裁判所に提出すること以外には使用しません。

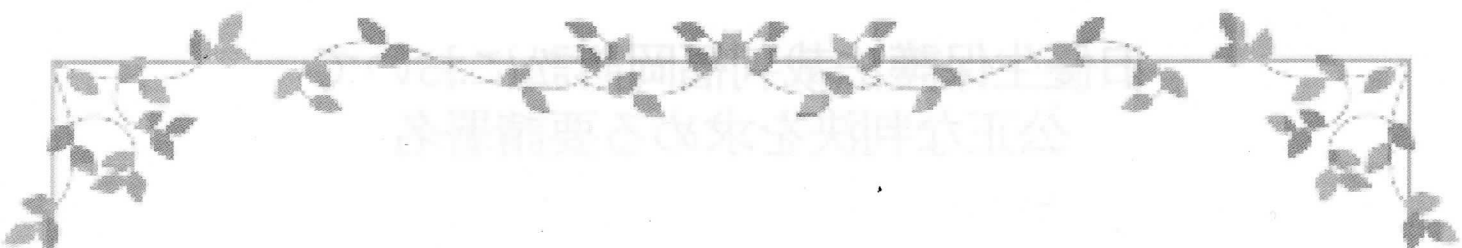
(問い合わせ先)

旧優生保護法裁判を支援する福岡の会

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 ふくふくプラザ内4F (ろうあ協会気付)

TEL 092-406-3406 FAX 092-406-3407

※裏面に原告の朝倉典子さんの声を記載しています。



原告の朝倉典子さんの声

私たち夫婦が裁判を起こすことを決意するまでには、とても勇気がいりました。何故なら、優生手術を受けたということは、夫婦で死ぬまで言わないでおくべき、恥ずかしいことだと思っていたからです。また、私たち耳の聞こえない者は聞こえる人のいうことには従いなさい、耐えなさいと言われて育ってきたため、国の政策に対して反対することなどありません。裁判などを起こして前に出ることは、障害者なのに生意気だ、わきまえろと思われるのではないだろうかという不安がありました。

しかし、夫が裁判を起こすと決意したため、私も一緒に頑張ろうと思い、私も原告になりました。夫は手術を受けて今まで、私に対して申し訳ないと手術を受けた自分を責めました。そんな夫が裁判を起こすことを決意したのは、やはり心の奥底には、何の説明もされないうままに勝手に手術されたことへの悔しさがあつたからだと思います。

夫は2021年5月17日に亡くなりました。これまで二人で必死に生きてきましたが、これからは夫がいない人生を送っていかなければならないと思うと、本当に辛く、寂しいです。ですが、夫が求めていた「障害がある人が尊厳を持って生きられる社会としたい」という思いは、私が引継いでいきたいと思っています。

裁判所は、長年被害を放置してきた国の責任から目を背けるような判決ではなく、勇気を振り絞って原告になった被害者に寄り添う判決をして下さい。

